

# 陸前高田市電気自動車・充放電設備等導入促進事業実施要綱

令和8年4月1日施行

(趣旨)

第1 この要綱は、電気自動車等や充放電設備等の導入促進による脱炭素社会の実現を図るため、電気自動車等を新たに購入又は充放電設備等を新たに導入する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、陸前高田市補助金交付規則（昭和33年陸前高田市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人 市内に住所を有し、かつ、現に居住している者（事業を営む個人を除く。）
- (2) 事業者等 市内に本店、支店、営業所等を有する事業を営む個人、団体又は法人をいう。
- (3) 専用住宅 個人が市内に所有し、現に当該個人の居住の用に供している住宅であって、賃貸の用に供していない又は供する予定のないもの（集合住宅の専有部分を含み、一部分を事業の用に供する併用住宅を除く）
- (4) 事務所等 事業者等が市内に所有又は貸借し、現に事業の用に供している店舗又は事務所等であって、賃貸の用に供していない又は供する予定のないもの（集合住宅の専有部分及び居住専用部分を有する併用住宅を含む。）
- (5) 電気自動車等 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車をいう。
- (6) 充放電設備等 V2H充放電設備及び電気自動車等から電力を取り出す外部給電器をいう。

(補助対象設備)

第3 補助対象設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を全て満たすものとする。

(1) 電気自動車等

ア 令和8年4月1日以後に新規登録を受けていること。

イ 道路運送車両法に基づく自動車検査証に、当該自動車検査証に係る自動車の

燃料が電気又はガソリン・電気若しくはその他と記載されていること。

ウ 使用の本拠地及び保管場所が市内であること。

エ 自らの使用を目的とし、第三者への売買、賃借及び譲渡等を目的としたものでないこと。ただし、個人又は事業者等に対するリース取引については、この限りでない。

(2) 充放電設備等

ア 電気自動車等から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置で、経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金の対象であること。

イ 未使用の設備であること。

ウ 市内に本店、支店、営業所等を有する販売店又は施工業者（以下「市内業者」という。）により導入されたものであること。ただし、やむを得ない事由により市内業者が元請業者とならない場合は、市内業者が下請業者となり導入されたものであること。

エ 充放電設備等の導入に係る工事請負契約を締結した時期が令和8年4月1日以降であること。ただし、同日以後に新規登録を受けた電気自動車等に使用するために導入した充放電設備等である場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第4 補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 電気自動車等の購入 次のいずれかに掲げる者

ア 自家用として道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録（新車の新規登録に限る。以下「新規登録」という。）を受けた電気自動車等を購入した個人（申請時点において納期の到来した市税その他市が債権を有する公租公課等を滞納していない者に限る。次号において同じ。）であって、既にこの要綱による電気自動車等の購入に係る補助金の交付を受けていないもの

イ 営業用として新規登録を受けた電気自動車等を購入した事業者等（申請時点において納期の到来した市税その他市が債権を有する公租公課等を滞納していない者に限る。次号において同じ。）であって、既にこの要綱による電気自動車等の購入に係る補助金の交付を受けていないもの

(2) 充放電設備等の導入 市内に使用の本拠を置き、自らの用に供するために充放電設備等を導入した個人又は事業者等であって、既にこの要綱による充放電設備等の導入に係る補助金の交付を受けていないもの

(補助対象経費)

第6 補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助額)

第7 補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 電気自動車等の購入 1台につき10万円(当該電気自動車の購入に要した額から、当該電気自動車等に係るこの要綱による補助金以外の補助金の額を控除した額が10万円に達しない場合は、当該控除した額)。ただし、対象となる台数の上限は1台とする。

(2) 充放電設備等の導入 1基につき10万円(当該充放電設備等の導入に要した額から、当該充放電設備等に係るこの要綱による補助金以外の補助金の額を控除した額が10万円に達しない場合は、当該控除した額)。ただし、対象となる基数の上限は1基とする。

(申請書等の様式)

第8 規則第3条に定める申請書その他の関係書類は、次のとおりとする。

(1) 陸前高田市電気自動車・充放電設備等導入促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 補助金交付申請額内訳書(電気自動車等の購入)(様式第2号)又は補助金交付申請額内訳書(充放電設備等の導入)(様式第3号)

(3) 電気自動車等の購入又は充放電設備等の導入に要する費用及びその内訳が確認できる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定に基づく申請は、電気自動車等の購入又は充放電設備等の導入ごとに、電気自動車等1台又は充放電設備1基につき1回限りとする。

(申請の期限)

第9 規則第3条に定める期日は、電気自動車等にあつては新規登録日から起算して3月以内、充放電設備等にあつては設置完了日から起算して3月以内とする。

(補助事業の軽微な変更)

第10 規則第5条第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、事業費の20パーセ

ント以上の変更以外の変更とする。

(変更の承認申請)

第11 規則第5条第2項に規定する提出期日は、変更事由が発生した日から起算して15日以内とする。

(申請の取下期日)

第12 規則第7条第1項に規定する申請の取下期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第13 規則第12条第1項の規定による届出は、陸前高田市電気自動車・充放電設備等導入促進事業完了報告書(様式第4号)によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 電気自動車等の購入又は充放電設備等の導入に要した費用及びその内訳が確認できる書類の写し

(2) 電気自動車の購入または充放電設備の導入に要した費用の支払を確認できる書類(支払が分割払いである場合は、その分割払いが確認できる書類)の写し

(3) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類

ア 電気自動車等 自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し

イ 充放電設備等 機種が確認できる書類の写し、専用住宅の所有を確認できる書類の写し(個人に限る。)又は事務所等の所有又は貸借を確認できる書類の写し(事業者等に限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(請求に係る報告)

第14 規則第12条第2項の規定による請求が交付の決定を受けた年度の3月の末日までにできないと見込まれるときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(報告の徴収等)

第15 市長は、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、交付の決定を受けた者に対し、随時報告を徴し、又は指導、現地調査等を行うことができる。

(補則)

第16 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

別表 補助対象経費（第5関係）

	補助対象経費（消費税額及び地方消費税額を除く）
電気自動車等	電気自動車等の車両本体の導入に係る費用から国や県等の補助金を控除した額
充放電設備等	充放電設備等の本体購入及び設置工事に係る費用から国や県等の補助金を控除した額